



## 騒音障害防止対策管理者に対する労働衛生教育

職場における騒音による健康障害防止のため、労働安全衛生規則により作業環境測定の実施、騒音を発する場所の明示、騒音の伝ば防止、保護具の備え付け等を義務付けるとともに、平成4年に「騒音障害防止のためのガイドライン」が定められました。さらに、令和5年に従来からの騒音障害防止対策を見直し、「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

このガイドラインにおいては、騒音障害防止対策の管理者を選任し、騒音作業に従事する労働者に対する労働衛生教育の実施が示されており、**本講習は、騒音障害防止対策の管理者及び騒音作業に常時従事する労働者に対する労働衛生教育を労働衛生の専門家がガイドラインに基づく講習を行います。**

### (1) 受講対象者

対象業務は、ハンマーを用いて金属の打撃や高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断業務など、**別紙**を参照ください

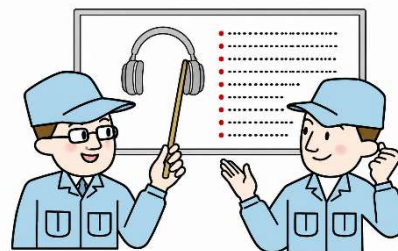
### (2) 日程・会場

\*都合により会場や開講時間を変更させていただく場合があります。

|                       | R8年11月 | R9年3月 |
|-----------------------|--------|-------|
| 福山教習所<br>福山市瀬戸町山北 1-1 | 30日    | 9日    |

\*講習時間：13:30～16:50 予定

### 管理者、 労働者への教育



### (3) 受講料・テキスト代 \*消費税10%を含めた額の表示です。適格請求書発行事業者登録番号 T7240005012381

|     |     |                      |
|-----|-----|----------------------|
| 受講料 | 会員： | 7,700 円 (うち消費税:700円) |
|     | 一般： | 9,900 円 (うち消費税:900円) |

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| テキスト代                       | 1,650 円      |
| (厚生労働省ガイドラインに基づく騒音障害防止のために) | (うち消費税:150円) |

\*テキストは講習当日にお渡しします。 \*テキスト代は改定により変更する場合があります。

### (4) その他

- ・定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。
- ・講習当日は筆記用具を持参してください。
- ・受講料は原則として返却いたしませんので欠席しないようにしてください。
- ・遅刻等、受講すべき時間数が不足した時は、修了証を交付できませんのでご注意ください。
- ・自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止・中断することがあります。その際は受講者又は事業場に連絡をするとともに当協会ホームページに中止連絡を掲載します。
- ・お申し込み前に仮予約をされた方は、受講日2週間前までに申込書により正式な申込み手続きを行ってください。

### (5) 申込先 \*申込方法は裏面の申込書に記載しています。

|        |                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 広島中央支部 | 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-23 林業ビル 8 階 (TEL:082-228-5475/FAX:082-221-5045)       |
| 呉支部    | 〒737-0051 呉市中央 3-8-21 大之木ダイモ本社ビル 4 階 (TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324)    |
| 福山支部   | 〒720-0838 福山市瀬戸町山北 1-1 (TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034)                  |
| 三原支部   | 〒723-0052 三原市皆実 1-26-1 able 皆実 102 (TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601)      |
| 尾道支部   | 〒722-0002 尾道市古浜町 27-284 尾道糸崎港湾福祉センター202 (TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444) |
| 三次支部   | 〒728-0013 三次市十日市東 2-12-20 G・T ビル 101 (TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947)    |
| 広島北支部  | 〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-9-45 木村ビル 1 階 (TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562)    |
| 廿日市支部  | 〒738-0024 廿日市市新宮 1-12-26 (TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852)                |

# 騒音障害防止対策管理者に対する労働衛生教育

- \* 記載事項を楷書で正確に記入してください。
  - \* お申込後、支部より受講票を送付しますので講習当日にご持参ください。  
講習日の1週間前になっても届かない場合は、お手数ですが申込支部にお問い合わせください。
- 【 支払・申込方法 】 支払・申込方法をご選択(☑)のうえ、振込月日等を記入(☑)してください。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <b>適格請求書を希望する</b> ▷ ____月 ____日に <input type="checkbox"/> 広島・ <input type="checkbox"/> もみじ 銀行へ振込予定。[請求宛名: <input type="checkbox"/> 事業場名・ <input type="checkbox"/> 受講者氏名]<br>申込書、添付書類を支部へFAX又は郵送してください。支部より請求書を発行します。※受講日より前にお支払いください。<br>※個人あて請求の場合は一般価格となりますのでご了承ください。 |
| <input type="checkbox"/> | <b>申込み先の支部窓口で支払う</b> ▷ ____月 ____日頃に手続き予定。[領収宛名: <input type="checkbox"/> 事業場名・ <input type="checkbox"/> 受講者氏名]<br>受講料、テキスト代、申込書及び添付書類を受講日より前に支部へ持参してください。                                                                                                              |

公益社団法人広島県労働基準協会 \_\_\_\_\_ 支部 行 適格請求書発行事業者登録番号T7240005012381

|             |                                             |                     |      |
|-------------|---------------------------------------------|---------------------|------|
| 事業場名        |                                             | 連絡先TEL              |      |
|             |                                             | 連絡先FAX              |      |
|             |                                             | 申込担当者<br>e-mail     |      |
| 担当者         |                                             | 受講料<br>(消費税10%含む)   | 名分 円 |
| 事業場<br>所在地  | 〒                                           | テキスト代<br>(消費税10%含む) | 冊分 円 |
| 会員・<br>一般の別 | 会員          ・          一般<br>※    ○で囲んでください | 合計<br>(消費税10%含む)    | 円    |

- \* 会員は入会時に手続きした事業場名及び所在地をご記入ください。
- \* 個人情報は本講習の管理にのみ使用します。メールアドレスは諸連絡や案内書送信等に活用させていただきます。差し支えなければご記入ください。

● 表面の開催日及び会場をもとに受講希望日、開催地（\*\*市）、氏名等を正確にご記入ください。

● **本人確認書類のコピーを添付してください。**（以下のいずれか）

○自動車運転免許証（表裏）          ○労働安全衛生法等に基づく免許証 又は 技能講習修了証（表裏）

○個人番号カード（表面のみ）    ○住民票 又は 住民票記載事項証明書

○外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書のいずれかひとつ

|       |                      |     |        |
|-------|----------------------|-----|--------|
| 受講希望日 | 令和 ____年 ____月 ____日 | 開催地 | _____市 |
|-------|----------------------|-----|--------|

|    |    |  |      |                                          |
|----|----|--|------|------------------------------------------|
| 番号 | カナ |  | 生年月日 | 昭和 ・ 平成          年          月          日 |
| ※  | 氏名 |  | 現住所  | 〒                                        |
| 番号 | カナ |  | 生年月日 | 昭和 ・ 平成          年          月          日 |
| ※  | 氏名 |  | 現住所  | 〒                                        |
| 番号 | カナ |  | 生年月日 | 昭和 ・ 平成          年          月          日 |
| ※  | 氏名 |  | 現住所  | 〒                                        |

- ※ 番号欄は記入しないでください。
- \* 受講者の記入欄が足りない場合は本紙をコピーのうえ、複数枚にてお申込みください。
- \* 外国籍の方は、日本語の講義及びテキストの内容が分かる方はご受講いただけます。
- \* 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、本申込書の氏名欄に旧姓又は通称を使用した氏名を括弧書きでご記入いただき、旧姓又は通称を併記した住民票等を添付してお申込みください。
- \* お申し込み前に仮予約をされた方は、受講日2週間前までにこの申込書により正式な申込み手続きを行ってください。

**（別表第1） ←労働安全衛生規則による対象業務**

- （1） 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱業務を行う屋内作業場
- （2） ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- （3） 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- （4） タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
- （5） 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
- （6） ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- （7） チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- （8） 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

**（別表第2） ←騒音障害防止のためのガイドラインによる対象業務**

- （1） インパクトレンチ、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- （2） ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- （3） 携帯用研削盤、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- （4） 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- （5） シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- （6） 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- （7） 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- （8） 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- （9） 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- （10） 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- （11） 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- （12） 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
- （13） ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- （14） 圧縮空気をを用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- （15） ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- （16） 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- （17） 内燃機関の製造工場又は修理工場、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- （18） 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- （19） 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- （20） バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
- （21） 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- （22） 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
- （23） 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- （24） 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
- （25） プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- （26） みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- （27） ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- （28） ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- （29） 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- （30） ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- （31） カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- （32） モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- （33） コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- （34） 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- （35） 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- （36） 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- （37） 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- （38） 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- （39） 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- （40） 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- （41） ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- （42） 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- （43） 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
- （44） 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- （45） 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- （46） 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- （47） バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- （48） コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- （49） チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- （50） 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
- （51） 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
- （52） 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積み込み等の業務を行う作業場